

一般廃棄物処分業許可証

住所 長崎県佐世保市有福町900番地1
名称 株式会社山口商店
代表者の氏名 代表取締役 山口 義文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 宮島 大典



許可の年月日 令和6年2月3日

許可の有効年月日 令和8年2月2日

1. 事業の範囲

処分の方法 中間処理(破碎)
一般廃棄物の種類 燃やせないごみ、粗大ごみ
(これらのうち、燃やせないごみ、粗大ごみは、燃やせないごみ、粗大ごみ等を除き、佐世保市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例(規則)第7条に定める破碎処理(中間処理)に限る。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の名称	ごみ処理施設(破碎施設)
設置場所	佐世保市有福町900番1
設置年月日	令和5年5月10日
処理能力	3.5t/日(8時間)

3. 営業の区域

佐世保市内一円

4. 許可の条件

「様式第七号の5」記載の「環境保全措置」を遵守すること。

5. 許可の更新又は変更の状況

令和5年4月4日 (住所の変更)
令和5年5月10日 (施設設置場所の変更、保管場所の所在地、面積及び保管上限の変更)
令和6年1月19日 (保管場所の面積及び保管上限の変更)
令和6年2月3日 (更新許可、許可証は令和6年4月2日交付)